

2020年（令和2年）10月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市立保育所の運営管理に係るコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）9月18日付けで諮問（第1039号）された市立保育所の運営管理に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

本市では、市政運営の総合指針2020を策定し、まちづくりテーマの一つとして、笑顔と元気あふれる子どもたちを育てる、を挙げ、重点施策子どもの健やかな成長に向けた支援の充実の中で、安心して子育てができるよう、保育をはじめとする環境整備や子どもの健やかな成長等に向けたさまざまな事業に取り組んでいる。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や台風及びゲリラ豪雨、地震等の災害の脅威が以前よりも増してきていることから、子どもたちの安全・安心な保育環境が脅かされている現状も一方である。

現在、災害発生等の緊急時における、保育課又は各公立保育園から保護者に緊急の連絡を行う手段は主に電話連絡となっており、各公立保育園の電話回線の数には限りがあるため、伝達に時間がかかり、また、不在等で連絡が遅くなることがある。今般の国の緊急事態宣言に

伴う登園自粛要請を行った際には、情報伝達が遅くなったことにより、保護者から情報伝達手段の改善に関する要望が多く寄せられた。

このような状況を踏まえ、緊急時に安全を確保するため、保育課又は各公立保育園から保護者に緊急情報を一斉に配信し、状況に応じて安否確認等を行えるシステムを利用することから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) システム概要

今回利用を考えている一斉メール配信システムは、災害発生等の緊急時においては児童の状況や避難の実施等の情報を、平常時においては各公立保育園での行事等のお知らせや熱中症等の注意喚起を、保育課又は各公立保育園が保護者に配信するものであり、台風及びゲリラ豪雨、地震等の災害発生時の安否確認や園児の欠席等の連絡、アンケート等の調査といった双方向のコミュニケーションツールとしても用いられるものである。

システムの形態は、事業者がネットワーク経由で提供する機能を利用するASP方式となるため、自前でサーバー等の機器は一切保有せず、事業者が国内のデータセンターに設置しているサーバーを利用する。

ア 機能について

(ア) メール（お知らせ）配信機能

保育課又は各公立保育園から保護者にメール（お知らせ）を一斉配信することができる。保護者が配信情報を受け取る方法は、メール以外にもアプリを選択することが可能であり、電子メールアドレスを登録することに抵抗を感じる保護者にも安心して使ってもらうことができる。

(イ) 安否確認機能

台風及びゲリラ豪雨、地震等の災害発生時に、保育課又は各公立保育園から保護者に、児童の状態や現在の居場所、今後の登園可否等について回答を依頼し、確認することができる。

(ウ) 欠席・遅刻・早退届け機能

保護者は時間帯の制限を受けることなく、いつでも欠席・遅刻・早退の連絡を行うことができる。各公立保育園では職員が管理権限を有するクラス等のグループごとに一覧形式で誰から欠席等の連絡があったかを確認することができる。

(エ) アンケート機能

保育課又は各公立保育園から保護者に行事等の出欠確認や意識調査等のアンケートを発出することができる。回答結果は、集計された状態で確認できるほか、回答者ごとに回答内容を確

認することができる。

イ 利用登録について

本システムは、主に災害発生等の緊急時における連絡手段として利用することから、すべての保護者が利用登録をすることを前提に考えており、保育課又は各公立保育園が既に保有している全在園児童の氏名、カナ氏名、通園している保育園、所属するクラス及び番号（クラスごとの出席番号）をシステムに登録し、なりすましや偽名での登録を防止するため、児童1人ごとに仮IDとパスワードを付与し、保護者に書面で通知する。なお、仮IDは申出があれば、変更を可能とし、特に申出がなければ、IDとして使用することに同意したものとして取り扱うことを書面に明記する。

保護者は、Webサイト又はアプリからシステムにログインし、連絡先（電子メールアドレス又はアプリ）を登録することで本登録となる。

また、職員も災害発生等の緊急時においては連絡手段として活用するため、連絡先（電子メールアドレス又はアプリ）を登録するものとする。

(3) コンピュータ処理を行う情報

ア 既に本市が保有している在園児童に関する情報

- (ア) 氏名
- (イ) カナ氏名
- (ウ) 通園している保育園
- (エ) 所属するクラス
- (オ) 番号（クラスごとの出席番号）

イ 電子メールアドレス

アプリでのみ受信する場合は登録不要である。

ウ ID

システム上で一意になるように児童又は職員1人ごとに市（保育園）が付与する。

エ パスワード

連絡先登録用に児童又は職員1人ごとにシステムが自動的に生成する。

オ 安否確認情報

園児の状態、現在の居場所、今後の登園可否等

カ 児童の欠席・遅刻・早退に関する情報

キ アンケートの回答

行事の出欠、意識調査等

(4) コンピュータ処理を行う必要性

本システムは、災害発生等の緊急時に児童の状況や避難の実施等の情報を保護者に迅速に伝達することが最も重要な目的であり、多くの情報（2020年（令和2年）4月1日時点の児童定員数1,686人）を迅速かつ正確に処理する必要があることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

(5) 安全対策について

ア 本市の安全対策

(ア) システム管理者である保育課は、人事異動の都度、システムに登録する職員情報及び各職員に付与する権限を見直すとともに、ID及び管理者パスワード管理の徹底と管理者パスワードの定期更新に努める。

(イ) メール（お知らせ）を配信することができる職員に個別に権限を設定する。例えば、あるクラスの担任は、別のクラスの保護者には配信できないよう制限を設ける。

(ウ) 本システムで取扱う個人情報は、条例を遵守するとともに、本システムの利用については、藤沢市コンピュータシステム管理運用規程を遵守し、個人情報保護に努める。また、登録された個人情報の保存期間は、対象となる児童が卒園するまで、又は対象となる職員が異動あるいは退職するまでとする。

イ サービス提供事業者の安全対策

(ア) 保護者又は保育課若しくは各公立保育園が携帯電話（フィーチャーフォン、スマートフォン）、タブレット端末又はパーソナルコンピュータからWebサイトを通じて登録する情報はSSL（インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手段で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐ）により暗号化され、サーバーに送信されるため、セキュリティが確保されている。

(イ) サービス提供事業者のサーバーは国内のデータセンターに設置されており、免震構造、特殊ガスによる消火設備、電源の2重化、24時間365日の監視員配置、生体認証による入退室管理及びビデオ監視並びにハードディスクの2重化で厳重に守られており、万が一、データセンターが大規模災害に見舞われた場合であっても、遠隔バックアップによりサービスは継続することが可能である。

(ウ) サービス提供事業者は提供するサービスの利用に当たり、利用規約及び個人情報保護方針を定めるとともに、ホームページ上で公開し、利用者の個人情報の適切な管理に努めている。

(エ) サービス提供事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進

協会によりプライバシーマーク（Pマーク）の使用が許諾されており、日本産業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に適合し、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であるとの評価を得ている。

(6) 実施時期

2020年（令和2年）11月又は12月実施予定

(7) 添付資料

- ア サービスカタログ
- イ 機能詳細説明資料
- ウ 利用規約
- エ 個人情報保護方針（サービス提供事業者）
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本システムは、災害発生等の緊急時に児童の状況や避難の実施等の情報を保護者に迅速に伝達することが最も重要な目的であり、多くの情報（2020年（令和2年）4月1日時点の児童定員数1,686人）を迅速かつ正確に処理する必要があることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)ア及びイに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 本市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(ア), ア(イ)

(イ) 日常的な安全対策

ア(ウ)

イ サービス提供事業者の安全対策

(ア) システムの不正アクセスを防止するための措置

イ(ア)

- (イ) 実施機関が安全対策を確認できるようにするための措置
イ(イ), イ(エ)
- (ウ) 日常的な安全対策
イ(ウ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上